

令和7年度スポーツイベント開催事業費補助金 募集要項（再募集）

1 補助金の目的

本補助金は、トップアスリートを招聘したイベント等への支援を通じて、県民のスポーツに対する意欲・関心の向上を図り、スポーツの習慣化を促進することを目的としています。

2 補助対象事業者

県内に事務所又は活動拠点を有する団体等（地域住民組織、学生団体、スポーツクラブ等）

※ただし、以下の項目に該当する団体は対象となりません。

- ア 県の他の補助金、交付金等を当該事業のために受け入れている団体
- イ 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
- ウ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体
- エ 団体としての実体のないもの

3 募集期間

令和7年10月9日から令和7年12月19日まで

※先着順とし、予算が上限に達した場合は上記期間によらず申請の受付を終了します。

4 補助金の概要 ※同一年度内に同一団体が補助金を受けられる件数は1件のみとします。

(1) トップアスリート招聘イベント開催支援事業

区分	摘要
概要	オリンピック・パラリンピアン及びプロ選手（プロチーム※1）を招聘したスポーツイベントを実施する。（参加者を限定することなく、広く募るものに限る）
補助率	1／2
補助上限額	500千円
事業期間（最長）	交付決定日から令和8年3月31日まで
補助対象経費	謝金、旅費（講師のみに限る）
備考	同一団体による活用は、令和6年度から起算して2回限りとします。

※1 「プロ選手及びプロチーム」お定義とは、スポーツを職業として、収入を得ているまたは得ていた選手およびチーム、若しくはプロリーグや世界選手権大会等への出場経験がある選手およびチームをいう。

(2) 県内スポーツ普及拡大支援事業

区分	摘要
概要	県民のスポーツに対する意欲・関心の更なる向上を目指し、鳥取県内で独自に行われてきたスポーツに関する取組（※2）の規模を拡大する
補助率	1／2
補助上限額	初回目：500千円、2回目：300千円
事業期間（最長）	交付決定日から令和8年3月31日まで
補助対象経費	謝金、旅費（講師のみに限る）、委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）、需用費（消耗品費、食糧費（講師のみに限る）、印刷製本費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）
備考	同一団体による活用は、令和6年度から起算して2回限りとします。

※2 鳥取県内で独自に行われてきたスポーツ関連の取組の例

- ア 独自にニュースポーツを考案し、全県規模で普及活動や大会等を実施してきた。
- イ マイナースポーツ等の聖地化・活性化を目指して、県内で普及活動や大会等を継続してきた。
- ウ 全国的に広く普及していないスポーツ事業等を率先して進めてきた。
- エ 地域の特徴や文化・伝統等に結び付いた、他の地域にはない独自性のあるスポーツイベントを新たに創出して開催してきた。

(3) 補助対象外経費の例

- ア 団体の運営に係る経常的な経費（電話代、光熱水費など経常的な経費と明確に区分できない経費を含む）
- イ 人件費（運営スタッフ・動員者への謝礼など）
- ウ イベント参加者の保険料
- エ 団体の資産形成となる経費（備品購入費、工事請負費等）
- オ その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

5 応募方法及び審査

(1) 応募に必要な書類

応募に必要な書類は、下記のとおりです。

《応募書類一覧》

- 交付申請書（様式第1号（第5条関係））
- 事業計画書（様式第1号（第4条、第7条関係））
- 収支予算書（様式第2号（第4条、第7条関係））
- その他添付資料 ※事業ごとにそれぞれ以下の資料を添付のうえ、申請してください。

【トップアスリート招聘イベント開催支援事業】

招聘について、相手方の承諾を証明する資料（メール文面の写しでも可。）

【県内スポーツ普及拡大支援事業】

これまでの活動実績を示す以下の資料 ※様式は任意とします。

（ア）過去3年間の開催状況一覧（開催日、会場、参加者数、内容等を簡単にまとめたもの）

（イ）活動内容がわかる資料（大会要項、イベントチラシ等）

（2）応募書類の入手方法

各様式については、スポーツ課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sportshinkou/>）からダウンロードいただけます。インターネットを利用できない方は、スポーツ課までご連絡ください。

（3）応募書類の提出方法

募集期間内に、応募書類をスポーツ課まで持参、郵送、ファクシミリ、電子メールの方法で提出してください。

（4）審査について

本補助金の採択は、随時受付および都度審査の形式を採用しています。なお、審査は申請書の受付順に行い、申請書の到着後20日以内に交付決定を通知します。

事業区分	摘要
トップアスリート招聘イベント開催支援事業	①オリンピック・パラリンピアンまたはプロ選手（プロチーム）が招聘されていること。 ②本補助金の申請が令和6年度から起算して、1団体あたり2回までの申請であること。
県内スポーツ普及拡大支援事業	①これまで継続して活動してきた実績を有していること ②本補助金の申請が令和6年度から起算して、3回目以降ではないこと。

6 その他留意事項

- ・本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務、及びそれに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業終了後は、速やかに精算手続き等を行い、実績報告をするよう努めてください。
- ・事業の実施にあたっては、以下を参考に関係法令等を遵守してください。

【関係法令等の例】

事業の内容	関係法令等
食品の製造・販売を行う、店舗を開設する	食品衛生法・鳥取県食品衛生法施行条例：営業許可申請等
イベントで露店を開設する等、一時的に飲食を提供する	県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
道路に看板やのぼり等を設置する	道路法：道路占用許可申請等
道路上で祭りやマラソン競技等のイベントを実施する	道路交通法：道路使用許可申請等
子どもの保育、一時預かり等の事業を行う	児童福祉法：届出保育施設等事業開始届出等
高齢者の介護、一時預かり等の事業を行う	老人福祉法：老人居宅生活支援事業開始届出等
障がい者の介護、一時預かり等の事業を行う	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律：指定（更新）申請等
火気を取り扱う露店を出店する	火災予防条例：露店等の開設届出書、県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
人を宿泊させて料金を取り、旅館に類似した事業を行う	旅館業法：営業許可申請等
料金を取り、ツアーや宿泊等旅行に類似した事業を行う	旅行業法：新規登録申請等
廃棄物の収集や運搬、リサイクル（食品や木屑なども含む）等に類似した事業を行う	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・（特別）産業廃棄物運搬業許可申請等
薬・健康器具・化粧品等一定の効能をうたった商品を製造・販売する	薬事法：医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器承認・許可関係FD申請等
屋外に看板や広告を設置する	屋外広告物条例：提出計画、許可申請等
森林や砂防林等の立木を伐採する	森林法：伐採及び伐採後の造林の届出等
自然公園内に工作物を設置する、土砂や植物を採取する	自然公園法：許可申請等
音楽・小説・漫画等、著作権の存在するものを利用する	著作権法：著作権利用許諾申請等

7 窓口・問合せ先

○鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課スポーツ振興担当

（ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/sportshinkou/>）

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎6階）

電話0857-26-7921／ファクシミリ0857-26-8129／電子メール sports@pref.tottori.jp